



2006 第84期報告書

自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日



日産車体株式会社

事業報告 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が改善し設備投資が増加するなか、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しの動きがみられるなど、景気は回復基調で推移いたしました。

このような経済情勢の下、当社が日産自動車株式会社から受注しております乗用車は、「エルグランド」の販売が伸び悩んだことなどにより、前連結会計年度に比べ売上台数は**16.3%減の187,013台**、売上高は**同17.6%減の3,377億円**となりました。

商用車は、中南米や豪州向けの「ピックアップ」が増加したものの、「ADバン」の生産工順が昨年1月に日産自動車株式会社九州工場へ移管になったことなどにより、前連結会計年度に比べ売上台数は**7.8%減の118,074台**、売上高は**同3.6%減の1,409億円**となりました。

小型バスは、「キャラバンマイクロバス」の輸出車が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ売上台数は**26.1%増の21,513台**、売上高は**同20.2%増の390億円**となりました。

以上の結果、自動車の総売上台数は、前連結会計年度に比べ**11.4%減の326,600台**となり、自動車部分品などを加えた総売上高は**同11.3%減の5,677億円**となりました。

損益面では、原価低減や生産性向上に取り組みましたが、売上高の減少などにより、営業利益は前連結会計年度に比べ**15.7%減の214億円**、経常利益は同じく**15.8%減の209億円**、また、当期純利益は同じく**26.7%減の121億円**となりました。

(新会社の設立)

当社は本年2月に、当社が**100%出資**する新会社を設立し、日産自動車株式会社の九州工場内に最新鋭の車両組立工場を建設することを決定しました。従来より、多車種変量生産や新型車の短期開発技術等を駆使した、徹底的な効率化を進めてきておりますが、今回の決定によって、さら

も く じ

| | |
|-------------------------|----|
| 事業報告 | 1 |
| 連結貸借対照表 | 16 |
| 連結損益計算書 | 17 |
| 連結株主資本等変動計算書 | 18 |
| 連結注記表 | 20 |
| 貸借対照表 | 24 |
| 損益計算書 | 25 |
| 株主資本等変動計算書 | 26 |
| 個別注記表 | 28 |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 | 35 |
| 会計監査人の監査報告書 謄本 | 36 |
| 監査役会の監査報告書 謄本 | 37 |
| 主要製品の紹介 | 38 |
| 株主メモ | 40 |

にきめの細かい対応が可能となり、経営効率の改善につながるものとなります。

品目別売上の状況

| 品 目 | 台 数 | 金 額 | 対前期比 |
|---------|---------|---------|-------|
| | 台 | 百万円 | % |
| 乗 用 車 | 187,013 | 337,737 | △17.6 |
| 商 用 車 | 118,074 | 140,921 | △3.6 |
| 小 型 バ ス | 21,513 | 39,002 | 20.2 |
| 自動車部分品等 | — | 50,125 | △2.8 |
| 合 計 | 326,600 | 567,786 | △11.3 |

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は約96億円で、新製商品の商品力強化、生産設備の合理化、環境改善、厚生施設の改善など諸設備の充実強化に努めました。

(4) 対処すべき課題

当社は、日産自動車株式会社の「日産バリューアップ」に呼応した新たな中期経営計画「バリューアップNS」を平成17年4月からスタートさせました。

中期目標として「平成19年度末には、日産のグローバル戦略のもと、品質・コスト・スピードが日産グループでトップレベルとなり、海外展開支援も行える実力を持つこと」を掲げ、品質を基軸とした企業基盤の強化に取り組んでおります。

具体的には、開発から生産準備及び生産までの技術力をより一層強化し、柔軟で効率的な多車種変量生産体制を構築することで、お客様、株主様、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーの信頼感を高め、企業価値の向上に努めております。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

| 項 目 | 期 別 | 第81期 (平成16年3月期) | 第82期 (平成17年3月期) | 第83期 (平成18年3月期) | 第84期 (当連結会計年度 平成19年3月期) |
|-----------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | | 580,817 | 582,014 | 640,222 | 567,786 |
| 経 常 利 益 (百万円) | | 26,128 | 27,311 | 24,896 | 20,952 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | | 15,118 | 18,508 | 16,610 | 12,175 |
| 1株当たり当期純利益(円) | | 98.17 | 120.38 | 107.54 | 78.40 |
| 総 資 産 (百万円) | | 227,490 | 226,947 | 214,962 | 228,522 |
| 純 資 産 (百万円) | | 66,726 | 83,850 | 100,090 | 111,056 |
| 1株当たり純資産額(円) | | 434.54 | 545.33 | 644.65 | 711.90 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

2. 第84期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社である日産自動車株式会社は、当社の発行済株式総数のうち66,936千株（議決権比率43.3%）を所有しており、当社の売上高の98.3%は同社に対するものであります。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|-----|-------|----------------------------|
| | 百万円 | % | |
| 新和工業(株) | 332 | 77 | 自動車部品のプレス加工・組立、樹脂製品の成形・組立 |
| (株)テクノヒラタ | 100 | 90 | 自動車部品のプレス加工・組立 |
| (株)オートワークス京都 | 480 | 100 | 自動車の車体製造 |
| サガミ・メンテナンス(株) | 40 | 100 | 設備メンテナンス、会社・寮の食堂運営 |
| (株)エヌシーエス | 100 | 100 | システム開発・プログラム開発業務、システム機器の販売 |
| (株)プロスタッフ | 90 | 100 | 人材派遣 |

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車及びその部分品の製造・販売を主な事業内容とし、これらに関連するサービス等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業形態は、当社が自動車部分品等製造の子会社・関連会社から同部分品の供給を受け、各種自動車の製造を行い、当社の親会社である日産自動車株式会社に販売しております。

主な製品は次のとおりであります。

| 品目 | 製品名 |
|---------|--|
| 乗用車 | エルグランド、セレナ、セドリック、ウイングロード、クルー、サファリ、キャラバンコーチ、インフィニティFX |
| 商用車 | キャラバンバン、ニッサンピックアップ、AD、ADエキスパート |
| 小型バス | シビリアン、キャラバンマイクロバス |
| 自動車部分品等 | 自動車用各種部分品等 |

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------------|
| 本 社 | 神 奈 川 県 平 塚 市 |
| 東 京 事 務 所 | 東 京 都 中 央 区 |
| 開 発 部 門 | 神 奈 川 県 平 塚 市 |
| 秦 野 事 業 所 | 神 奈 川 県 秦 野 市 |
| 追 浜 分 室 | 神 奈 川 県 横 須 賀 市 |
| 栃 木 分 室 | 栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町 |
| 生 産 部 門 | 神 奈 川 県 平 塚 市 |
| 湘 南 工 場 | 神 奈 川 県 平 塚 市 |
| 京 都 分 室 | 京 都 府 宇 治 市 |

②子会社

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 新 和 工 業 (株) | 本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、神奈川県秦野市 |
| (株) テクノヒラタ | 本社及び工場：神奈川県平塚市 |
| (株) オートワークス京都 | 本社及び工場：京都府宇治市 |

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 5,629名 | 205名減 |

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 4,084名 | 206名減 |

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 157,239,691株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 7,591名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 |
|---|--------|
| | 千株 |
| 日 産 自 動 車 株 式 会 社 | 66,936 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 6,723 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 6,108 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 4,776 |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 4,681 |
| 第 一 生 命 保 険 相 互 会 社 | 3,233 |
| パークレイズ・グローバル・インベスターズ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 3,123 |
| 日 産 車 体 取 引 先 持 株 会 | 2,521 |
| メ ロ ン バ ン ク | 2,320 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー | 2,173 |

(注) 上記のほか、当社が保有する自己株式が1,907千株あります。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として
交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称 | 平成15年6月27日 | 平成16年6月29日 |
|--|--|--|
| 保 有 人 数 当社取締役(社外役員を除く) 当 社 監 査 役 | 一名 1名 | 3名 1名 |
| 新株予約権の目的 となる株式の種類 | 当社普通株式 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的 となる株式の数 | 7千株 | 183千株 |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 | 1株当たり 421円 | 1株当たり 759円 |
| 新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 他の法人等の 代 表 状 況 等 |
|---------|---------|--------------------------|--------------------------------------|
| 取締役会長 | 大久保 宣 夫 | | |
| * 取締役社長 | 高 木 茂 | 内部監査室担当 | |
| 取 締 役 | 竹 部 輝 男 | 生産部門統括、安全環境部担当、湘南工場長委嘱 | |
| 取 締 役 | 伊 藤 彰 敏 | 開発部門統括、IT推進部担当、商品保証本部長委嘱 | |
| 取 締 役 | 蛸 島 眞 夫 | 管理部門統括、経営管理部・総務部担当 | 新和工業(株) 取 締 役 カルソニックカンセイ(株)監査役 |
| 監 査 役 | 亀 田 健 | 常勤 | |
| 監 査 役 | 石 原 忠 志 | 常勤 | |
| 監 査 役 | 大 葉 直 | | (株)日産テクノ 監 査 役 |
| 監 査 役 | 竹 下 宏 之 | | |

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役会長 大久保宣夫氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 亀田 健氏及び石原忠志氏並びに竹下宏之氏は、社外監査役であります。
4. 亀田 健氏及び石原忠志氏は、平成18年6月29日開催の第83回定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
5. 新和工業(株)及び(株)日産テクノは、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支 給 額 | 株 主 総 会 で 定 め ら れ た 報 酬 限 度 額 |
|-------|------|-----------|---|
| 取 締 役 | 4名 | 99,956千円 | 取締役の報酬限度額は月額30,000千円(昭和57年6月30日決議)であります。但し、使用人兼務取締役の給与は含みません。 |
| 監 査 役 | 4名 | 31,418千円 | 監査役の報酬限度額は月額5,000千円(昭和57年6月30日決議)であります。 |
| 計 | 8名 | 131,374千円 | |

- (注) 1. 上記金額には、退職慰労金引当額を含んでおります。
2. 当期末現在の取締役は5名、監査役は4名であります。但し、その内社外取締役1名は無報酬、社外監査役3名に当期支払った報酬は24,918千円であります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 大久保宣夫氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日産自動車株式会社の最高技術顧問であり、日産自動車株式会社は当社の親会社であります。

イ. 他の会社の社外役員の兼務状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は**76%**で、大局的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(イ) 取締役 大久保宣夫氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

カ. 当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

②監査役 竜田 健氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

当社の親会社である日産自動車株式会社の子会社であるカルソニックカンセイ株式会社の監査役を兼務しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席の状況

取締役会への出席率は**100%**、監査役会への出席率は**100%**であります。

(イ) 取締役会における発言の状況

主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第**427**条第**1**項及び当社定款第**40**条第**2**項に基づき、同氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同氏の責任は会社法第**425**条第**1**項に定める最低責任限度額を限度としております。

エ. 当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

カルソニックカンセイ株式会社から**2,700**千円の報酬を受け取りました。

③監査役 石原忠志氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席の状況

取締役会への出席率は**100%**、監査役会への出席率は**100%**であります。

(イ) 取締役会における発言の状況

主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第**427**条第**1**項及び当社定款第**40**条第**2**項に基づき、同氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同氏の責任は会社法第**425**条第**1**項に定める最低責任限度額を限度としております。

エ. 当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④監査役 竹下宏之氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席の状況

取締役会への出席率は**94%**、監査役会への出席率は**100%**であります。

(イ) 取締役会における発言の状況

主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第**427**条第1項及び当社定款第**40**条第2項に基づき、同氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同氏の責任は会社法第**425**条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

エ. 当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|-------|
| ① | 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額 | 27百万円 |
| ② | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第**340**条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令遵守及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の理解を深めさせると共に、それぞれから署名・捺印を求める。また、内部監査室は、社内各部門に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス上の問題については、従業員が直接かつ容易に情報提供できる内部通報制度（イージーボイスシステム）を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに「コンプライアンス委員会」を開催し、速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、都度執行役員会議に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役は、これらの書面を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の継続を阻害するものや、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクを把握し、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、危機管理を含めた全社レベルのリスク管理を推進する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・災害・品質等については、環境委員会・品質委員会・安全会議等の専門委員会や会議を定期的で開催し、リスクの極小化に取り組む。併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育と徹底に取り組み、再発防止や、万一発生した場合の被害の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

スリムな取締役会における意思決定の迅速化と、業務執行を担う執行役員に対する権限委譲による業務執行の効率化を狙いとして執行役員制を導入する。

取締役会とは別に、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌規程を定め、また明確で透明性のある職務権限基準を策定することにより、業務執行の効率化を図る。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社における業務の適正を確保するため、親会社も含めた企業集団としての行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。また、実際に問題が発生した時のコミュニケーションツールとして、親会社との間、また子会社との間に内部通報システムを機能させる。

さらに、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び子会社との間で、定期的に会議体を開催し、情報の共有化を図る。

子会社との間では、監査役並びに内部監査室による監査を行うほか、必要に応じて当社の取締役又は使用人が、子会社の取締役または監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定常的に監視監督する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置する。また、当該部門は取締役からの独立性を確保するため専任体制をとっており、その使用人の任免・人事評価等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告する。

また、監査役が当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な部門往査の際に職務の遂行状況や検討課題を報告する。また、内部監査室は必要に応じ監査役会に監査報告を行う。

(8) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換実施の機会を設けると共に、監査役は監査法人から定期的に監査報告を受ける。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|----------------|--------------|----------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 228,522 | (負債の部) | 117,465 |
| 流動資産 | 141,948 | 流動負債 | 111,072 |
| 現金及び預金 | 834 | 支払手形及び買掛金 | 77,911 |
| 受取手形及び売掛金 | 90,356 | 未払金 | 3,864 |
| たな卸資産 | 6,765 | 未払費用 | 10,569 |
| 未収入金 | 4,090 | 未払法人税等 | 8,670 |
| 預け金 | 35,884 | 諸預り金 | 7,077 |
| 繰延税金資産 | 3,760 | 製品保証引当金 | 1,013 |
| その他 | 266 | その他 | 1,966 |
| 貸倒引当金 | △9 | 固定負債 | 6,392 |
| 固定資産 | 86,573 | 退職給付引当金 | 4,559 |
| 有形固定資産 | 80,352 | 役員退職慰労引当金 | 215 |
| 建物及び構築物 | 22,403 | 製品保証引当金 | 1,593 |
| 機械装置及び運搬具 | 26,475 | その他 | 24 |
| 工具・器具及び備品 | 9,041 | | |
| 土地 | 18,394 | (純資産の部) | 111,056 |
| 建設仮勘定 | 4,037 | 株主資本 | 110,579 |
| 無形固定資産 | 1,780 | 資本金 | 7,904 |
| 投資その他の資産 | 4,439 | 資本剰余金 | 8,317 |
| 投資有価証券 | 964 | 利益剰余金 | 95,368 |
| 長期前払費用 | 44 | 自己株式 | △1,011 |
| 繰延税金資産 | 2,891 | 評価・換算差額等 | 0 |
| その他 | 616 | その他有価証券評価差額金 | 0 |
| 貸倒引当金 | △77 | 少数株主持分 | 476 |
| 資産合計 | 228,522 | 負債及び純資産合計 | 228,522 |

連結損益計算書

(自平成18年4月1日
至平成19年3月31日)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|
| | 百万円 |
| 売上高 | 567,786 |
| 売上原価 | 535,711 |
| 売上総利益 | 32,074 |
| 販売費及び一般管理費 | 10,607 |
| 営業利益 | 21,467 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 82 |
| 負ののれん償却額 | 72 |
| その他 | 423 |
| 計 | 577 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 33 |
| 退職給付会計基準変更時差異 | 748 |
| その他 | 310 |
| 計 | 1,092 |
| 経常利益 | 20,952 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 14 |
| 投資有価証券売却益 | 411 |
| その他 | 1 |
| 計 | 427 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 397 |
| 部品金型補償損 | 194 |
| その他 | 13 |
| 計 | 605 |
| 税金等調整前当期純利益 | 20,774 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,042 |
| 法人税等調整額 | △461 |
| 少数株主利益 | 18 |
| 当期純利益 | 12,175 |

連結株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 | | |
|-------------------------------|-------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 |
| 平成18年3月31日残高 | 7,904 | 8,317 | 84,599 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △776 |
| 剰余金の配当 | | | △621 |
| 当期純利益 | | | 12,175 |
| 自己株式の取得 | | | |
| 自己株式の処分 | | | △8 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 10,769 |
| 平成19年3月31日残高 | 7,904 | 8,317 | 95,368 |

| 資 本 | 自己株式 | 株主資本 合計 | 評価換算差額等 | 少数株主 持分 | 純資産合計 |
|--------|---------|------------|----------------------|------------|---------|
| | | | その他 有価証券 評価差額金 | | |
| △1,046 | | 99,775 | 315 | 551 | 100,641 |
| | | | | | |
| | | △776 | | | △776 |
| | | △621 | | | △621 |
| | | 12,175 | | | 12,175 |
| △4 | △4 | | | | △4 |
| 39 | 31 | | | | 31 |
| | | | △314 | △74 | △389 |
| 35 | 10,804 | | △314 | △74 | 10,414 |
| △1,011 | 110,579 | | 0 | 476 | 111,056 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社 6社
新和工業(株)、(株)テクノヒラタ、(株)オートワークス京都、サガミ・メンテナンス(株)、(株)エヌシーエス、(株)プロスタッフ

② 非連結子会社 1社

(株)新和興産

非連結子会社については小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないと認められるため、連結の範囲より除外した。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社 ー 社

② 持分法適用の関連会社 ー 社

③ 持分法を適用していない非連結子会社(1社)及び関連会社(株)トノックス及び(株)アイテック)については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲より除外した。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している)

時価のないもの 移動平均法による原価法

・ たな卸資産 主として先入先出法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産

主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

・ 長期前払費用

均等償却によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

・ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8~15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

・ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生時の損益として処理している。

⑦ その他

当連結会計年度より、会社計算規則(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づいて、連結計算書類を作成している。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。

(6)会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する額は、110,580百万円である。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成している。

(7)表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度末まで区分掲記していた流動負債の「設備関係支払手形」(当連結会計年度末425百万円)は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を考慮して、流動負債の「その他」に含めて表示することとした。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 221,591百万円

(2)保証債務

従業員の車両購入ローン及び住宅購入資金借入に対する保証 9,949百万円

(3)連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれている。

受取手形 39百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 | 千株 | 千株 | 千株 | 千株 |
| 普通株式 | 157,239 | — | — | 157,239 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,975 | 6 | 74 | 1,907 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6千株は、単元未満株式の買取りによるもの、減少74千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の売却によるものである。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効発生日 |
|------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成18年6月29日定時株主総会 | 普通株式 | 776 | 5.00 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |
| 平成18年10月26日取締役会 | 普通株式 | 621 | 4.00 | 平成18年9月30日 | 平成18年12月1日 |
| 計 | — | 1,397 | — | — | — |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
平成19年6月28日開催予定の第84回定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

・配当金の総額 621百万円
・1株当たり配当額 4円
・基準日 平成19年3月31日
・効力発生日 平成19年6月29日

(3)当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 平成14年6月27日開催の第79回定時株主総会決議 | 平成15年6月27日開催の第80回定時株主総会決議 | 平成16年6月29日開催の第81回定時株主総会決議 |
|------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 10,000株 | 110,000株 | 1,336,000株 |
| 新株予約権の数 | 10個 | 110個 | 1,336個 |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものはない。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 711円90銭
(2)1株当たり当期純利益 78円40銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

6. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 220,861 | (負債の部) | 114,527 |
| 流動資産 | 146,547 | 流動負債 | 110,877 |
| 現金及び預金 | 9 | 支払手形 | 671 |
| 受取手形 | 22 | 買掛金 | 78,385 |
| 売掛金 | 87,004 | 関係会社短期借入金 | 2,340 |
| 原材料 | 1,092 | 未払金 | 4,023 |
| 仕掛品 | 4,266 | 未払費用 | 7,593 |
| 貯蔵品 | 243 | 未払法人税等 | 8,534 |
| 関係会社短期貸付金 | 4,785 | 諸預り金 | 6,946 |
| 未収入金 | 9,932 | 製品保証引当金 | 1,013 |
| 預け金 | 35,884 | その他 | 1,370 |
| 繰延税金資産 | 3,210 | 固定負債 | 3,650 |
| その他 | 96 | 退職給付引当金 | 1,923 |
| 固定資産 | 74,313 | 役員退職慰労引当金 | 108 |
| 有形固定資産 | 68,327 | 製品保証引当金 | 1,593 |
| 建物 | 18,026 | その他 | 24 |
| 構築物 | 2,060 | | |
| 機械装置 | 20,141 | (純資産の部) | 106,333 |
| 車両運搬具 | 442 | 株主資本 | 106,333 |
| 工具器具備品 | 6,808 | 資本金 | 7,904 |
| 土地 | 16,973 | 資本剰余金 | 8,317 |
| 建設仮勘定 | 3,874 | 資本準備金 | 8,317 |
| 無形固定資産 | 1,773 | 利益剰余金 | 91,122 |
| 借地権 | 5 | 利益準備金 | 1,976 |
| ソフトウェア | 1,754 | その他利益剰余金 | 89,145 |
| 施設利用権 | 13 | 資産買換差益積立金 | 4,388 |
| 投資その他の資産 | 4,212 | 別途積立金 | 22,848 |
| 投資有価証券 | 506 | 繰越利益剰余金 | 61,909 |
| 関係会社株式 | 2,056 | 自己株式 | △1,011 |
| 長期貸付金 | 4 | | |
| 長期前払費用 | 22 | | |
| 繰延税金資産 | 1,533 | | |
| その他 | 160 | | |
| 貸倒引当金 | △71 | | |
| 資産合計 | 220,861 | 負債及び純資産合計 | 220,861 |

損益計算書

(自平成18年4月1日
至平成19年3月31日)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|
| | 百万円 |
| 売上高 | 551,955 |
| 売上原価 | 523,218 |
| 売上総利益 | 28,737 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,940 |
| 営業利益 | 19,796 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 104 |
| その他 | 930 |
| 計 | 1,034 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 41 |
| 退職給付会計基準変更時差異 | 704 |
| その他 | 507 |
| 計 | 1,252 |
| 経常利益 | 19,577 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 14 |
| 投資有価証券売却益 | 411 |
| その他 | 1 |
| 計 | 427 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 313 |
| 部品金型補償損 | 194 |
| その他 | 6 |
| 計 | 515 |
| 税引前当期純利益 | 19,490 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,535 |
| 法人税等調整額 | △527 |
| 当期純利益 | 11,482 |

株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 | | | |
|-------------------------------|-------|-------|---------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利 益 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | そ の 他 |
| | | | 資産買換 差益積立金 | |
| 平成18年3月31日残高 | 7,904 | 8,317 | 1,976 | 5,691 |
| 事業年度中の変動額 定時株主総会決議に基づく利益処分 | | | | |
| 資産買換差益積立金の積立 | | | | 157 |
| 資産買換差益積立金の取崩 | | | | △1,232 |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 税法上の資産買換差益積立金の取崩 | | | | △227 |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | △1,302 |
| 平成19年3月31日残高 | 7,904 | 8,317 | 1,976 | 4,388 |

| 資 本 | | | | 評価換算差額等 | 純資産合計 |
|-----------|-------------|--------|------------|----------------------|---------|
| 剰 余 金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | |
| 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 22,848 | 50,530 | △1,046 | 96,221 | 314 | 96,535 |
| | | | | | |
| | △157 | | — | | — |
| | 1,232 | | — | | — |
| | △776 | | △776 | | △776 |
| | 227 | | — | | — |
| | △621 | | △621 | | △621 |
| | 11,482 | | 11,482 | | 11,482 |
| | | △4 | △4 | | △4 |
| | △8 | 39 | 31 | | 31 |
| | | | | △314 | △314 |
| — | 11,379 | 35 | 10,111 | △314 | 9,797 |
| 22,848 | 61,909 | △1,011 | 106,333 | — | 106,333 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

原材料、仕掛品、貯蔵品 先入先出法による低価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ 長期前払費用

均等償却によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(6) その他

当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成している。

(7) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する額は、106,333百万円である。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成している。

(8) 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度末まで区分掲記していた流動負債の「未払消費税等」（当事業年度末1,113百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を考慮して、流動負債の「その他」に含めて表示することとした。

2. 貸借対照表に関する注記

| | |
|-----------------------------|------------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額 | 187,253百万円 |
| (2)保証債務 | |
| 従業員の車両購入ローン及び住宅購入資金借入に対する保証 | 9,932百万円 |
| (3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 94,000百万円 |
| 短期金銭債務 | 28,446百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|------------|
| 売上高 | 542,818百万円 |
| 仕入高 | 266,516百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,826百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | 千株 | 千株 | 千株 | 千株 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,975 | 6 | 74 | 1,907 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6千株は、単元未満株式の買取りによるもの、減少74千株はストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の売却によるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|--------------|--------|
| 退職給付引当金 | 781百万円 |
| 製品保証費用 | 1,280 |
| 未払賞与 | 1,438 |
| 減価償却超過額 | 2,841 |
| 未払事業税 | 634 |
| 未払賞与に係る社会保険料 | 179 |
| その他 | 649 |
| 繰延税金資産小計 | 7,803 |
| 評価性引当金 | △59 |
| 繰延税金資産合計 | 7,743 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------|--------|
| 資産買換差益積立金 | △2,999 |
| 繰延税金負債合計 | △2,999 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,744 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額 相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|----------------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 機械装置 | 70 | 50 | 19 |
| 車両運搬具 | 33 | 20 | 13 |
| 工具器具備品 | 27,618 | 18,679 | 8,939 |
| 合計 | 27,722 | 18,749 | 8,972 |

(2)未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|----------|
| 1年内 | 7,486百万円 |
| 1年超 | 1,487 |
| 合計 | 8,974 |

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|-----------|
| 支払リース料 | 13,200百万円 |
| 減価償却費相当額 | 13,197 |
| 支払利息相当額 | 1 |

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社名 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | | | |
|-----|-----------|-------------|----------------|------------|-----------------|-------------------------|------------------------------|----------------|---------------------------|------------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | 取引内容 | 取引金額 | 科目 |
| 親会社 | 日産自動車株式会社 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 百万円 605,813 | 自動車の製造・販売等 | % 直接 43.3 | 人 兼任 1 転籍 6 | エンジン等部分品の有償支給を受け、自動車として同社に販売 | | | |
| | | | | | | | 営業取引 | 自動車の販売等部分品の受給等 | 百万円 542,635 190,688 | 売掛金 買掛金 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①自動車の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②部分品の受給については、原則として日産自動車株式会社の原価により算定した価格により、交渉の上決定している。
- ③取引金額については、消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

(2)子会社

| 属性 | 会社名 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | | | | |
|-----|--------------|---------|------------|--------------|------------------|-------------------------|----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|-----------------------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
| 子会社 | 新和工業株式会社 | 神奈川県平塚市 | 百万円 332 | 自動車部品の製造・販売等 | % 直接 76.6 | 人 兼任 1 転籍 6 | 部分品の支給 部分品の仕入 | | | | |
| | | | | | | | 営業取引 | 部分品の支給等 部分品の購入 | 百万円 16,700 32,302 | 未収入金 買掛金 | 百万円 3,348 3,171 |
| | | | | | | | 営業外取引 | グループファイナンスによる資金の貸付 | 1,820 | 短期貸付金 | 4,050 |
| | | | | | | | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |
| 子会社 | 株式会社オーティクス京都 | 京都府宇治市 | 百万円 480 | 自動車の車体製造 | % 直接 100.0 | 人 兼任 3 転籍 3 | 部分品を有償支給し、車体として当社に販売 | | | | |
| | | | | | | | 営業取引 | 部分品の支給等 部分品の購入 | 百万円 12,739 18,344 | 未収入金 買掛金 | 百万円 1,657 2,232 |
| | | | | | | | 営業外取引 | グループファイナンスによる資金の借入 | 330 | 短期借入金 | 780 |
| | | | | | | | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ③取引金額については、消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

(3)兄弟会社等

| 属性 | 会社名 | 住所 | 資本金 | 事業内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | | | | |
|-----|----------------|--------|--------|-------------|----------------|-------|--------|---------------|-----|---------------|--|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | カルニックカンパニー株式会社 | 東京都中野区 | 百万円 | 自動車部品の製造・販売 | % | - | 兼任 1人 | 部分品の仕入先 | | | |
| | | | 41,454 | | | | | | | | |
| | | | 取引内容 | | | | | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |
| | | | 部分品の購入 | | | | | 百万円 47,018 | 買掛金 | 百万円 9,316 | |
| 子会社 | 日産フィナンズ株式会社 | 東京都港区 | 百万円 | 金融業 | % | - | - | 当社グループ資金の運用先 | | | |
| | | | 2,491 | | | | | | | | |
| | | | 取引内容 | | | | | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |
| | | | 資金運用 | | | | | 百万円 23,162 | 預け金 | 百万円 35,884 | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金運用については、日産フィナンズ株式会社から提示された条件（利率等）を検討し、決定している。
- ③取引金額については、消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 **684円55銭**
- (2)1株当たり当期純利益 **73円94銭**

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

日産車体株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木和男 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 古川康信 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 堀 健 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産車体株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産車体株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

日産車体株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木和男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古川康信 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産車体株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および各事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に從って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月21日

日産車体株式会社 監査役会

常勤監査役 亀田 健 ㊞
常勤監査役 石原志忠 ㊞
監査役 大葉直 ㊞
監査役 竹下宏之 ㊞

(注) 監査役亀田 健、監査役石原志忠および監査役竹下宏之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

主要製品の紹介



SERENA



AD/AD EXPERT



WINGROAD



ELGRAND



PICKUP



CARAVAN



SAFARI



CIVILIAN



INFINITI.

INFINITI FX45/35



株 主 メ モ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 剰余金の期末
配当の基準日 毎年3月31日
なお中間配当を実施するときの
基準日は9月30日
- 定時株主総会 毎年6月
- 定時株主総会
の基準日 毎年3月31日
- 株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
- 同事務取扱所 〒168-0063
（郵便物送付先） 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
（電話照会先） 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
- 同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店・全国各支店
- 株式取扱手数料 1) 名義書換 無料
2) 新券交付 1枚につき210円
(消費税額を含む)
- 公 告 の 方 法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
(<http://www.nissan-shatai.co.jp>)
ただし、電子公告によることができない事
故その他やむを得ない事由が生じた場合
は、日本経済新聞に掲載いたします。

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求及び配当金振込
指定に必要な各用紙のご請求は、下記株主名簿管理人中央三井信
託銀行のフリーダイヤル又はホームページをご利用ください。

- フリーダイヤル 0120-87-2031 (24時間受付:自動音声案内)
- ホームページアドレス
http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html

商 号 日産車体株式会社
英文社名 NISSAN SHATAI CO., LTD.

日産車体株式会社